

尾道糸崎港港湾計画資料

－ 軽 易 な 変 更 －

平成 22 年 8 月

尾道糸崎港港湾管理者
広 島 県

目 次

1. 変更理由	1
2. 港湾施設に関する資料	2
2－1. 小型船だまり計画	2
2－2. 港湾環境整備施設計画	4
3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	5
3－1. 土地造成に係らない土地利用計画	5
3－2. 土地利用計画	6
4. その他資料	7
4－1. 環境保全に関する検討	7
4－2. 新旧法線対照図	9
4－3. 地方港湾審議会名簿	10

1. 変更理由

- (1) 小型船を効果的、効率的に係留するため、久保地区において小型船だまり計画を追加する。
- (2) 臨海部において多様な機能が調和し、連携する質の高い賑わい空間の形成を図るため、尾道地区において港湾環境整備施設計画並びに土地造成及び土地利用計画を変更する。

2. 施設計画に関する資料

2-1. 小型船だまり計画

(1) ビジター艇の収容隻数

久保地区の小型船だまりの収容隻数は、表 2-1-1 のとおりである。

表 2-1-1 久保地区のビジター艇収容隻数

地区名	種 類	収容隻数	備 考
久保地区	プレジャーボート	10 隻	近年のビジター艇の利用実態より設定。

(2) 小型船だまり計画の必要性

久保地区における、ビジター艇の利用実態を踏まえ、利用者の利便性の向上と安全性を確保するために、久保地区における小型船だまり計画を追加する。

(3) 小型船だまりの規模及び配置

計画する小型船だまりの施設の規模及び配置の考え方は、表 2-1-2 及び図 2-1-1 に示すとおりである。

表 2-1-2 新規に計画する小型船だまりの規模

地区名	船舶種類	新規施設の規模	施設の規模の考え方
久保地区	プレジャーボート	泊地 0.2ha 小型栈橋 2 基	近年のビジター艇の利用実態より設定。

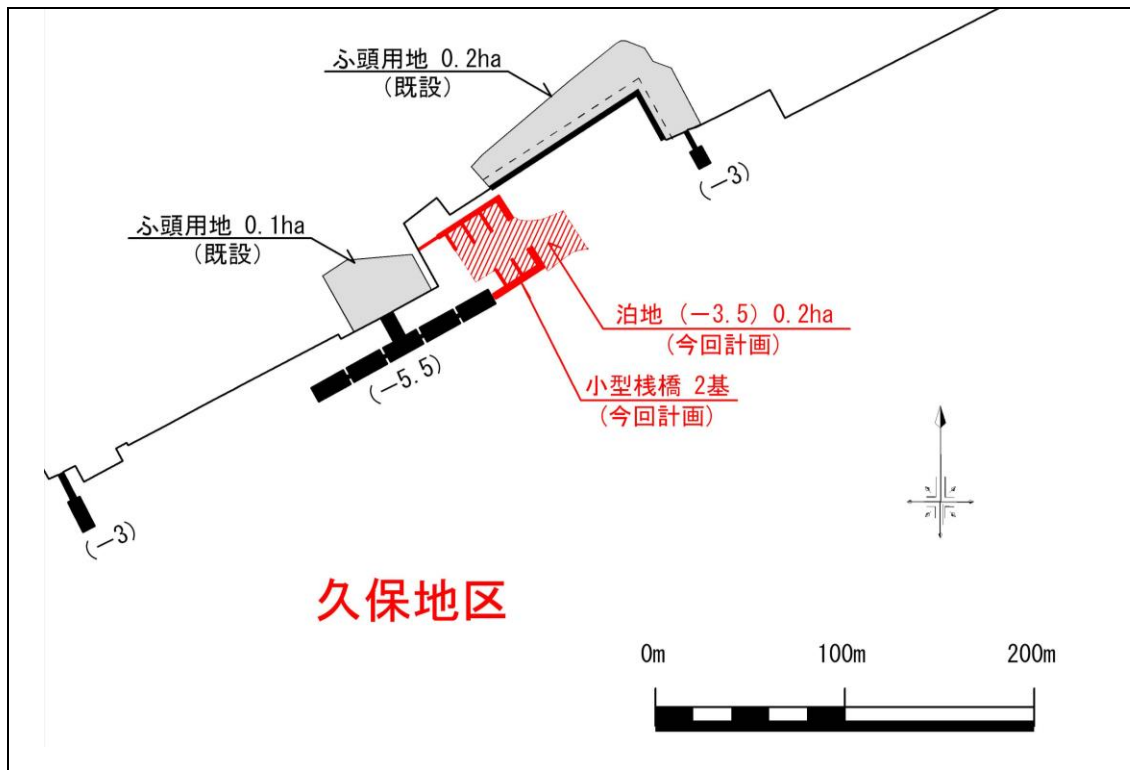


図 2-1-1 新規に計画する小型船だまりの規模及び配置

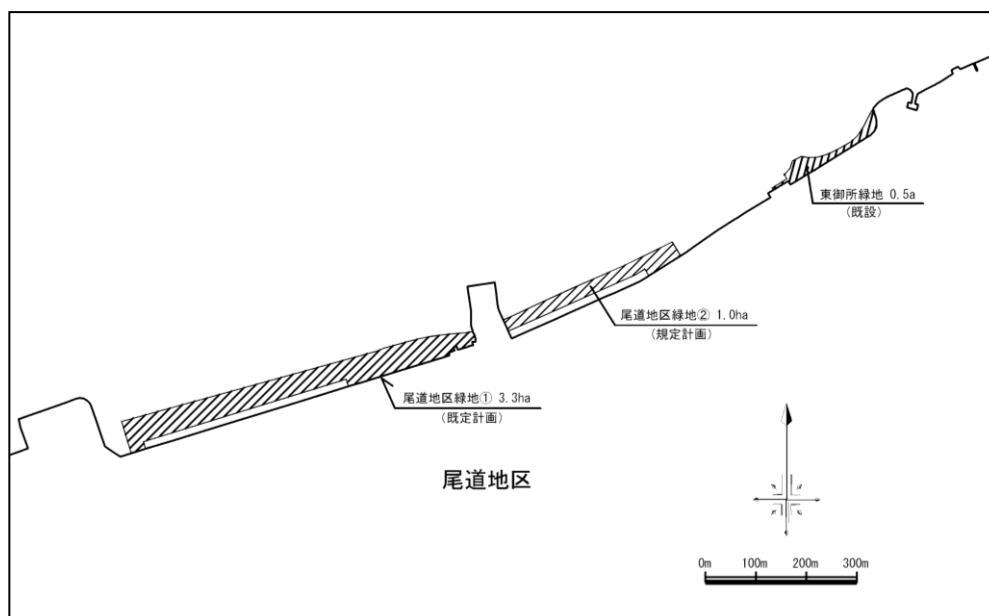
2-2 港湾環境整備施設計画

(1) 緑地の現況

今回計画の対象地区の緑地の現況は、次のとおりである。

表 2-2-1 緑地の現況

地区名	名称	緑地面積 (ha)	状 況	主な用途	備 考
尾道地区	東御所緑地	0.5	既 設	シンボル緑地	
	尾道地区緑地	4.3	既定計画	シンボル緑地	



(2) 緑地計画の変更の必要性

尾道地区において、土地利用計画の変更に対応し、尾道地区の緑地 1.0ha の計画を削除する。

3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

3-1. 土地造成に係らない土地利用計画

(1) 土地利用計画の変更の必要性

尾道地区において、臨海部の特性を活かした親水空間の充実、賑わいの空間の形成を図るため、土地利用計画を変更する。

土地の造成に係らない土地利用の区分別面積と変更の理由は、表 3-1-1 に示すとおりである。

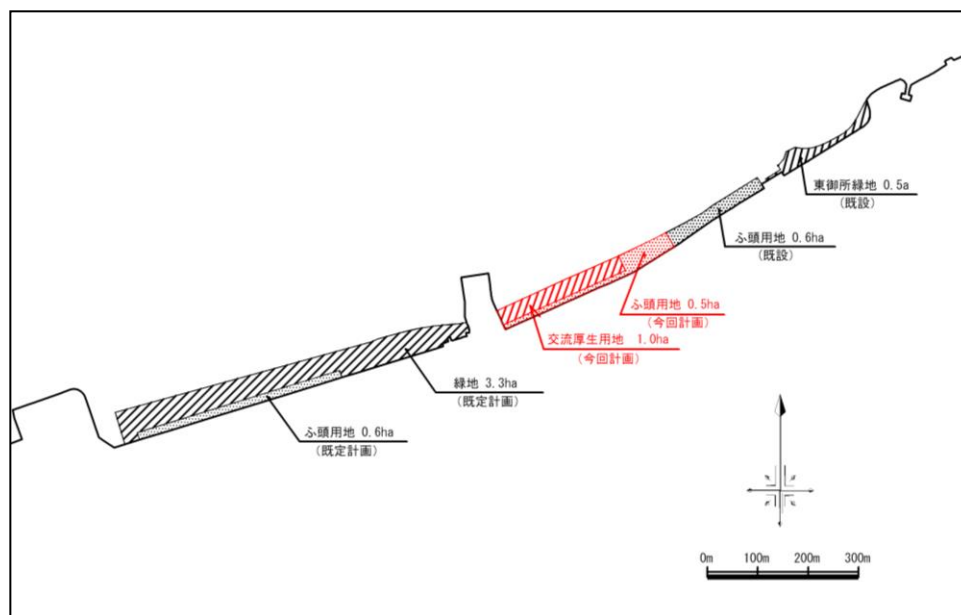


表 3-1-1 土地の造成に係らない土地利用の区分別面積および変更理由

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積	土地利用	面積	
尾道地区	緑地	1.0ha	交流厚生用地	1.0ha	貴重な港湾ストックを有効に活用しつつ、観光の街「尾道」にふさわしいウォーターフロント空間の形成を図るため、交流厚生用地を新たに位置付ける。

3－2．土地利用計画

土地利用の変更後と変更前は、次に示すとおりである。

表 3-2-1 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠 頭 用 地	交 流 厚 生 用 地	交 通 機 能 用 地	緑 地	合 計
尾道地区	(1.6) 1.6	(1.0) 1.0	(1.9) 1.9	(3.7) 3.7	(8.3) 8.3

注 1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注 3 今回の変更に係る地区及び用途についてのみ記述した。

表 3-2-2 変更前の土地利用計画（既定計画）

(単位：ha)

用途 地区名	埠 頭 用 地	交 流 厚 生 用 地	交 通 機 能 用 地	緑 地	合 計
尾道地区	(1.6) 1.6		(1.9) 1.9	(4.7) 4.7	(8.3) 8.3

注 1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注 3 今回の変更に係る地区及び用途についてのみ記述した。

4. その他の資料

4-1. 環境の保全に関する資料

(1) 大気質への影響と評価

今回計画では、新たに発生する大気汚染負荷源は特にない。なお、今回計画で緑地の一部を交流厚生用地に変更することになるが、発生交通量はほとんど変化しないため、大気質への影響は軽微なものであると考えられる。

(2) 潮流への影響と評価

今回計画では、新たな土地造成は行わないため、地形の変化は生じない。なお、小型船だまり計画の追加に伴い改訂を浚渫することになるが、港内全域からみた浚渫範囲はごく僅かであるため、潮流への影響は軽微であると考えられる。

(3) 水質への影響と評価

今回計画では、新たに水質を悪化させるような水質汚濁負荷源は特にないため、水質への影響は軽微であると考えられる。

(4) 底質への影響と評価

今回計画では、新たに底質を悪化させるような発生施設の計画はないため、底質への影響は軽微であると考えられる。

(5) 振動・騒音による影響と評価

既定計画の発生交通量と今回計画の発生交通量において大きな増加はないため、振動・騒音による影響は軽微であると考えられる。

(6) 悪臭による影響と評価

今回計画では、新たに発生する悪臭発生源が特にないため、悪臭による影響は軽微であると考えられる。

(7) 生態系への影響と評価

今回計画では、地形変化はなく、大気質、潮流、水質、底質等への影響も軽微であることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

(8) 漁業への影響と評価

今回計画では、埋立による漁業権の消滅もなく、生態系への影響も軽微であることから、周辺漁業に与える影響は軽微であると考えられる。

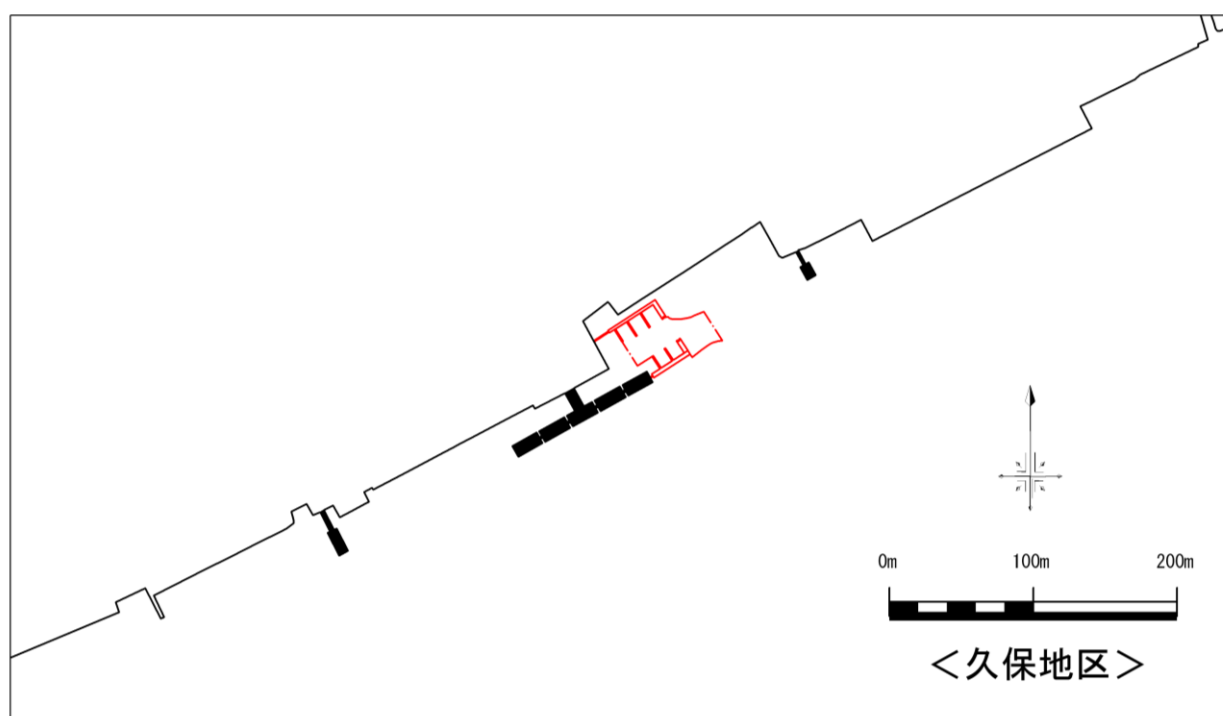
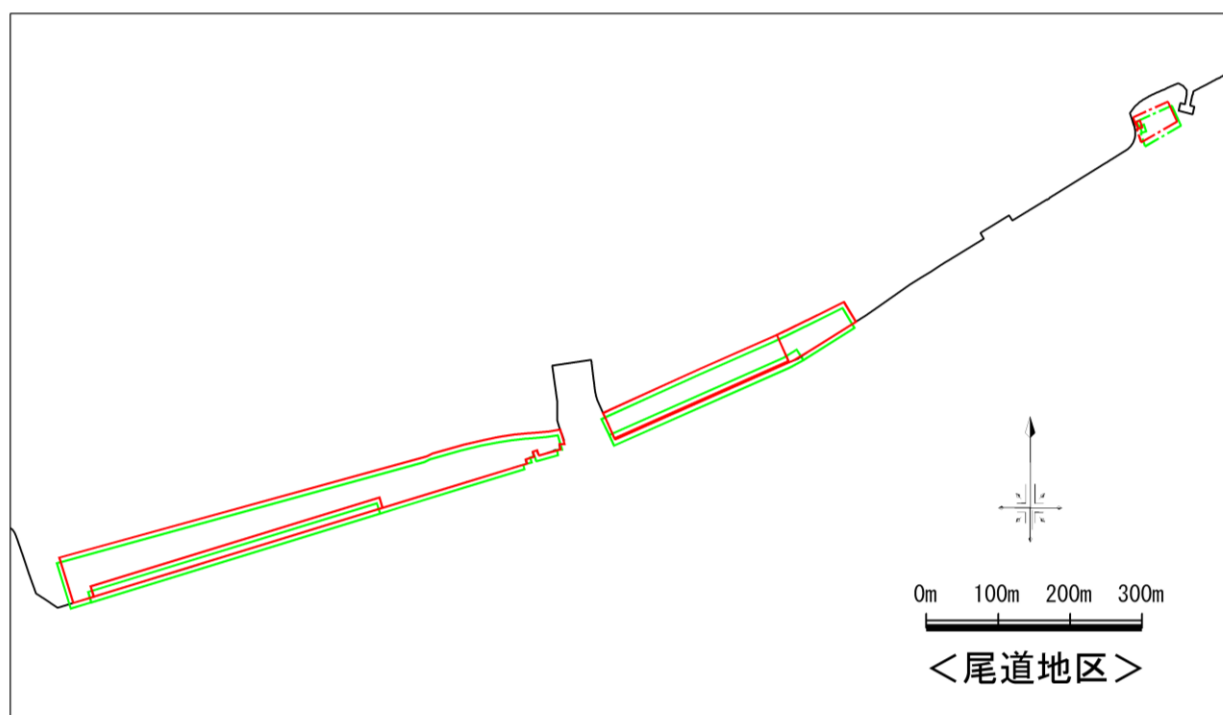
(9) その他

本計画においては、現状の臨海部の眺望を阻害しないこと、自然景観との調和につとめること、周辺に海水浴場等がないことから、自然景観やレクリエーション施設についても影響は軽微であると考えられる。

以上のことより、今回計画による環境への影響は軽微であると考えられる。

なお、本計画の実施に当たっては、工法、工期等について十分検討し、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を極力少なくするよう慎重に実施するものとする。

4－2．新旧法線対照図



凡 例	
計画変更後	—
計画変更前	—

4－3. 地方港湾審議会名簿

広島県尾道糸崎港地方港湾審議会委員名簿

(平成22年8月6日現在) (敬称略順不同)

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	菅 準 一	尾道大学経済情報学部教授
港湾関係者	岡本信也	備後海運協同組合代表理事
	山本 洋	広島県倉庫協会備後部会会長
	加藤晴彦	中国地方港運協会尾三支部長
	大胡 隆	尾道漁業協同組合代表理事組合長
	弓場 丞	尾道地区旅客船協会会長
	梅田達也	全日本海員組合尾道支部長
県議会議員	松浦幸男	広島県議会議員
	中津信義	〃
	吉井清介	〃
	金口 巖	〃
市議会議員	高下正則	三原市議会議員(議長)
	松谷成人	尾道市議会議員(議長)
	徳山威雄	福山市議会議員(議長)
国の関係行政機関の職員	内原健二	福山税関支署長
	吉岡秀正	神戸植物防疫所広島支所尾道出張所長
	松山生馬	中国運輸局尾道海事事務所長
	福田 功	中国地方整備局長
	松谷 巧	尾道海上保安部長(尾道糸崎港長)
県職員	丸山隆英	広島県土木局空港港湾部長
市町職員	五藤康之	三原市長
	平谷祐宏	尾道市長
	羽田 皓	福山市長